

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定により、国分寺町土地改良区設立認可の申請を平成19年2月2日適當と決定した。

その土地改良事業計画書及び定款の写を高松市産業部土地改良課において平成19年2月9日から同月28日まで縦覧に供する。

平成19年2月9日

香川県知事 真鍋武紀